

那珂市公告第 125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設管理）の計画を定めたので、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第5項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に那珂市長に審査請求することができる。

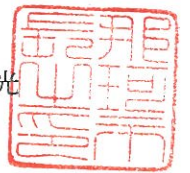
また、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第8項の規定による決定に不服がある者は、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、那珂市長を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年10月 7 日

那珂市長

先 崎

光



1 縦覧に供する書類

市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業計画書（基幹水利施設管理）の写し

2 縦覧期間

令和8年10月7日 から 令和8年10月26日まで

3 縦覧場所

那珂市産業部農政課（住所：茨城県那珂市福田1819番地5）